

京都市告示第 11 号

地方税法第 411 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 4 月 3 日

京都市南区長 堀 眞 實

(南区役所区民部固定資産税課)